

事務連絡審第407号
令和 7 年 9 月 25 日

公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部 御中

財務省福岡財務支局管財部
審理課長 杠 昌 樹

「普通財産の管理処分等業務」に係る業務説明会の御案内について

爽涼の候、貴会におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、財務省の出先機関である福岡財務支局では、国有財産の管理処分等の業務を行っております。

当該業務を効率化すべく、財務省では民間事業者（宅地建物取引業者）に業務委託を行っており、3年毎に入札等により委託業者を決定しております。

本年度が、次期契約に係る入札手続きの年度に当たりますので、添付の「業務説明会の開催について」のとおり、業務説明会を開催することとしております。

つきましては、添付の「業務説明会の開催について」は当局のホームページにも掲載しておりますので、貴会所属の会員に下記URLを周知していただきたくお願い申し上げます。

御多用の折、大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

【福岡財務支局ホームページ】

<https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/content/005/00500493.pdf>

本件照会先：財務省福岡財務支局管財部 審理課（担当：笠、池田）
電話 092-411-5104

「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託」及び「未利用国有地の管理等業務に係る業務委託」に関する業務説明会の開催について

福岡財務支局が所管する国有財産に係る管理処分等の業務、未利用国有地の管理等の業務について、民間事業者へ委託するための『業務説明会』を下記のとおり開催します。

記

1. 業務概要

(1) 対象業務及び業務内容

対象業務① 普通財産の管理処分等業務

旧里道・水路等の売払、国有財産の境界確定補助、国有財産の新規時価貸付契約・貸付料の改定・貸付契約の更新、公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新、無償貸付契約の改定・更新、管理委託財産の契約更新、自己の所有と誤信して使用開始された国有財産の現況調査及び占使用者に関する調査等の業務

対象業務② 未利用国有地の管理等業務（維持管理等業務）

未利用国有地等の草刈や柵設置等の管理等に関する業務

対象業務③ 未利用国有地の管理等業務（物件調書等作成業務）

未利用国有地等の処分にあたり必要となる物件調査等に関する業務

対象業務④ 未利用国有地の管理等業務（測量等業務）

未利用国有地等の測量及び表題登記等に関する業務

(2) 契約期間

令和8年4月（契約締結日）から令和11年3月31日まで（3か年）

(3) 対象地域

福岡県・佐賀県・長崎県

※ 対象業務①③④は、上記の3県を一括で契約します。

※ 対象業務②は、上記3県を4地区に分けて契約します（別添参照）。

(4) 落札者の決定方法

対象業務及び対象地域ごとに総合評価方式により決定します。

2. 業務説明会の開催日時、場所

(1) 日時 対象業務① 令和7年10月7日 10時から1時間程度

対象業務② 令和7年10月6日 14時から1時間程度

対象業務③ 令和7年10月7日 14時から1時間程度

対象業務④ 令和7年10月8日 10時から1時間程度

(2) 場所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館

5階 研修室大（部屋入口番号520号）

※ 部屋入口番号とは、各課室の入口にある課室名プレートの上に表示されている3桁の番号です。当日5階エレベーターホールに会場までの案内版を設置します。

※ 会場の都合上、各説明会には、1社につき2名までの参加をお願いいたします。

【お問合せ先】

福岡財務支局管財部

審理課（電話092-411-5104）

対象業務①

第一統括国有財産管理官（電話092-411-5109）

対象業務②及び③

第二統括国有財産管理官（電話092-411-5115）

対象業務④

別添

対象業務②の対象地域

区分	地区	対象地域
1	福岡・佐賀地区	福岡県（北九州地区を除く） 佐賀県全域
2	北九州地区	福岡県のうち 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、 遠賀郡、京都郡及び築上郡
3	長崎地区	長崎県のうち 長崎市、諫早市、大村市、島原市、西海市、 雲仙市、南島原市、西彼杵郡、 五島市（福江島に限る）
4	佐世保地区	長崎県のうち 佐世保市、平戸市、松浦市、 東彼杵郡、北松浦郡

上記いずれも本土から陸路での通行不能な離島を除く（ただし、五島市は福江島に限り対象地域とする）。